

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

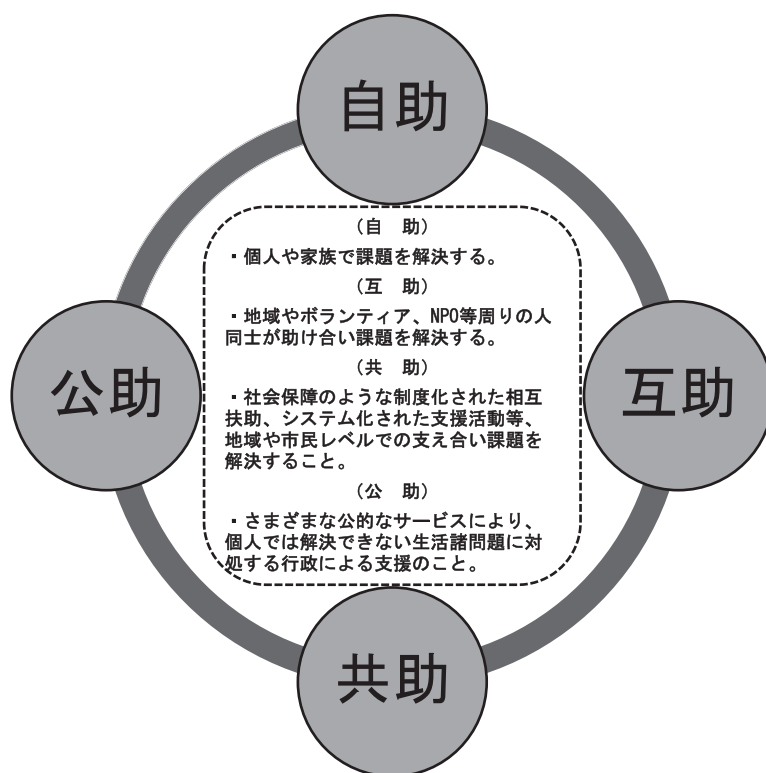
近年の少子高齢化にともなう急速な人口減少社会の到来、核家族化の進行、価値観の多様化、ライフスタイルの変化、自然災害の多発等により、拡大する福祉ニーズに対応していくために個人や家族で解決する（自助）、地域やボランティア、NPO等周りの人同士が助け合う（互助）、介護保険や医療保険等の社会保険制度による支援（共助）、行政が関わる（公助）という仕組みを強化し、市民・地域・関係団体・行政がお互いに支えあいながら、地域の多様な課題の解決に必要な仕組みづくりを推進していくため「地域共生社会」の実現に向けたよりよい方策を見出していくことが必要となっています。

伊達市においては、平成18年度に平成19年度から平成23年度までの5年間を第1期とし、平成24年度から平成28年度までの第2期、平成29年度から令和3年度までの第3期、それぞれ5年間を計画期間とした「伊達市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の実現に向けて取り組んできたところです。

伊達市社会福祉協議会（以下「社協」）においては「伊達市地域福祉活動計画」を策定し、住民の暮らしやすさ、地域福祉力の向上に向け、福祉コミュニティの実現を目指してきたところです。

この度、「伊達市第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、福祉環境を取り巻く変化に対応するとともに、様々な課題を踏まえ策定するものです。

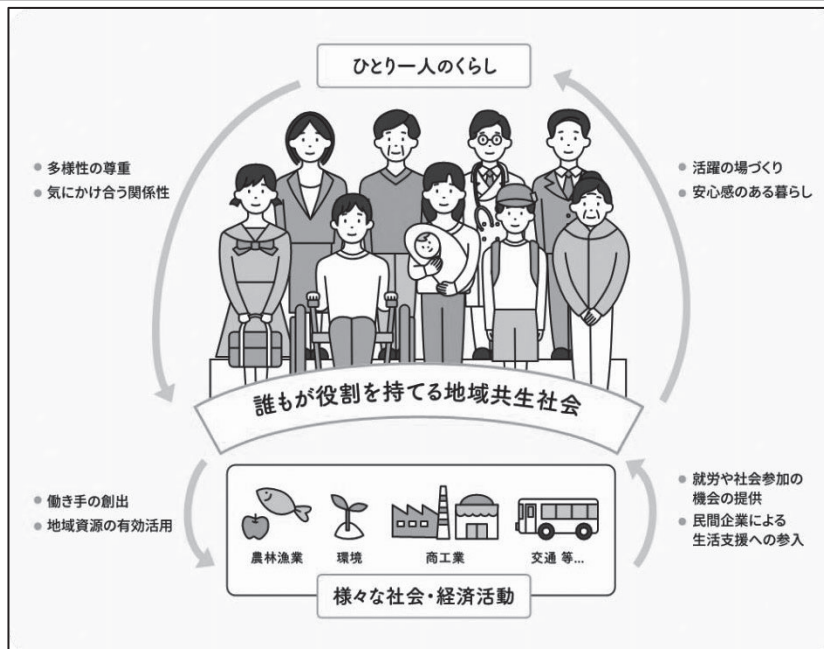
◇自助・互助・共助・公助



バランスを保ちながらともに支えあい、地域を共に創っていく

◇地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け

「健幸と個性が創る 活力と希望あふれる故郷 伊達市」を将来像に掲げ、市民と行政が協働のもと、将来像実現のために行うまちづくりの指針となっている「伊達市第2次総合計画」は、平成27年度を初年度として平成30年度までの4年間を前期計画期間とし、平成31年度（令和元年度）から令和4年度までの4年間を後期計画期間とする計画であり、新しいまちづくりを総合的・戦略的に推進するため、市の最上位計画となるものです。

この伊達市第2次総合計画のもとで、多くの計画が立案・実施されています。地域包括ケア推進計画（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）や障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画等の個別計画もその一つであり、高齢者や障がい者、児童といった対象ごとに、行政の視点で作成した計画となります。個別の施策・事業においては、各分野別計画に位置づけ、それらの施策が展開される地域の基盤づくりを「地域福祉計画」において行っていきます。

「地域福祉計画」は、社会福祉法の基本理念である「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」を図ることを目的とし、社会福祉法第107条の規定に基づき策定される計画であるとともに、伊達市としての地域福祉の「理念」や「方向性」を定める行政計画です。

多様化する市民の要望に応えていくため、市民と行政が協働で福祉に取り組むことをめざして策定するものです。

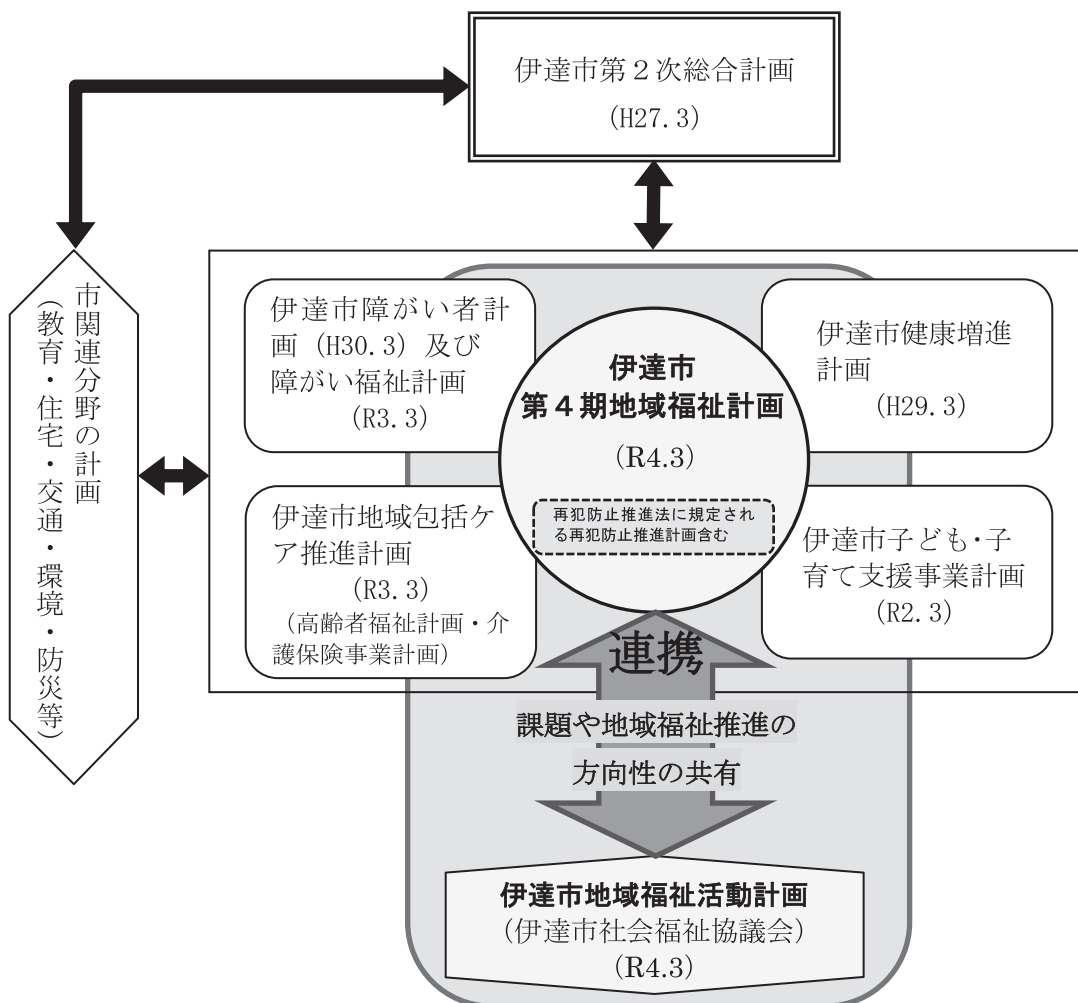
なお、高齢者や障がい者、児童等を対象とした既存計画を本地域福祉計画において横断的に捉え、重複する内容は現在の計画を優先します。

一方、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されている社協が策定する「地域福祉活動計画」は、住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画であり、地域における課題や地域福祉の理念等を共有し、活動への参加・連携を推進します。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」が一体となって策定されることにより、地域に関わる関係者の役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

また、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（以下「法」という。）が施行され、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないこととされました。再犯防止推進計画を地域福祉計画等と一体的に策定する場合、法第8条第1項に定める地方計画である旨の明記が必要となります。伊達市では、この地域福祉計画の中に再犯防止推進計画を位置づけ、関係施策と連携して取組みます。

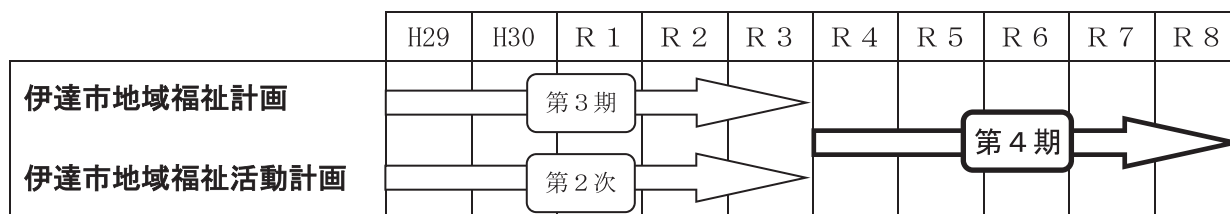
◇伊達市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



3 計画期間

平成19年度から平成23年度までの第1期計画及び平成24年度から平成28年度までの第2期計画、平成29年度から令和3年度までの第3期計画の課題と社会情勢の変化を踏まえながら、平成27年度を初年度とする伊達市第2次総合計画を基本として、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画を「第4期計画」として策定します。

また、伊達市が策定する「伊達市地域福祉計画」と社協が策定する「伊達市地域福祉活動計画」を同期間で一体化し策定することにより、相互に情報の共有と一体的な事業の推進を図ります。



4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

学識経験者、福祉関係者、市民団体の代表等により構成する「伊達市地域福祉計画等策定委員会」を設置し計画の策定を進めました。

今回計画より、伊達市が策定していた地域福祉計画と社協が策定していた地域福祉活動計画の一体的計画策定とすることから、策定委員構成及び事務局においても伊達市と社協が合同で設置するものとなりました。

(2) 伊達市の現状把握

伊達市において行った各種アンケートや統計データ等を活用しました。

(主なもの)

- ・伊達市住民基本台帳集計データ
- ・令和2年度まちづくりアンケート調査報告書
- ・伊達市 第6期 障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画
- ・伊達市地域包括ケア推進計画（第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）
- ・伊達市 第2期 子ども・子育て支援事業計画
- ・伊達市福祉事務所内データ

(3) 地域懇談会の実施

市民の地域福祉に対する意識や現状について把握するために、地域懇談会を実施しました。

【開催内容】

- ・開催場所
地区の拠点となっている公共施設（総合支所・中央交流館・社協支所）
- ・参集者
地区懇談会（支所単位） 地域福祉推進委員、民生委員・児童委員、
地区社会福祉協議会代表者・福社会代表者、
地域自治組織代表
相談支援等懇談会 高齢 （地域包括支援センター）
障がい （基幹相談・委託相談・計画相談）
- ・開催時期・参加人数
令和3年 9月 1日（水） 伊達地域 11名参加
9月 2日（木） 梁川地域 11名参加
9月 3日（金） 保原地域 12名参加
9月 6日（月） 月舘地域 9名参加
9月 7日（火） 霊山地域 9名参加
9月 21日（火） 相談支援 7名参加
- ・テーマ
だれもが安心して暮らせる地域づくり
だれもが住みやすい福祉コミュニティづくり

